

総合的な行政評価システムのイメージ (他市の実施状況から)

1. 行政評価とは

行政活動の目的を明らかにし、これに応じた目標を設定して、その達成度や費用対効果を評価するもの

2. 行政評価の対象

政策、施策、事務事業が対象。(本市では、事務事業の評価を実施)

事務事業には、一般的な事務事業と施設整備等の公共事業に関連する事業がある。(本市では、内部管理事務、公共施設の建設・整備事業、企業会計については除外している。)

3. 評価の主体

- ・事務事業について、政策の実現に向けてより効果的な事業の立案を行うために、事業主体である行政自らが評価する。
- ・政策、施策については、指標に基づく目標値の達成状況の把握を行う。また市民満足度調査も並行して行う。

4. 評価にかかる市民参画

- ・行政評価結果を公表し市民の意見を聴取する。
- ・行政評価制度の公正な運営と内容の向上を図るため、指標の選定や評価の仕方などについて検討する外部機関を設置している市もある。
- ・公共事業評価のみ有識者で構成する外部機関を設置している市もある。
- ・事務事業評価に外部機関を設置している市もある。

政策・施策・事務事業の関係図

